

夙川おうち保育園重要事項説明書

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人和の会
事業者の所在地	兵庫県伊丹市野間北 5-3-1 伊丹おうち保育園内
事業者の連絡先	072-781-1700
代表者氏名	理事長 石坂 和

(2) 保育所の概要

種別	保育所							
名称	夙川おうち保育園							
所在地	西宮市高塚町 7-1-4							
連絡先	(電話番号) 0798-74-2277 (FAX番号) 0798-74-2277 (園携帯番号) 080-4431-4601							
施設長氏名	小倉 美子							
開園年月日	令和 5 年 4 月 1 日							
利用定員	年齢区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	合計	4 人	10 人	10 人	12 人	12 人	12 人	60 人
当園の基本理念・方針		「子どもの最善の利益」を最優先し、生きる力の土台作りを目指します。生きる力の内、脳の奥にある大脳辺縁系や脳幹部と密接に関係のある「非認知能力」を時間をかけて、しっかりと養っていきます。「非認知能力」を自信・楽観性・自己肯定感（気持ちをコントロールする力）、忍耐力（最後までやり抜こうとする力）、社会性（人と上手にコミュニケーションする力）の 3 つをイメージし、毎日の保育課題活動や主体的な遊びの時間等に展開していきます。						

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体面積	960.3 m ²
	園庭面積	153.02 m ²
園舎	構造・延床面積	木造平屋建て 374.40 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	0 歳児室（たんぽぽ）
ほふく室	1 室	1 歳児室（ちゅうりっぷ）
保育室	4 室	2 歳児（ひまわり）、3 歳児（うめ）、4 歳児（もみじ）、5 歳児（さくら）
ホール	1 室	幼児ランチルーム兼用
事務室	1 室	医務コーナー設置
相談室	1 室	
更衣室	1 室	保育士休憩室兼用
調理室	1 室	
検収室	1 室	
沐浴室・トイレ	1 室	0 ～ 2 歳児用
トイレ	3 室	多目的 1，3 ～ 5 歳児用 1，大人用 1

(5) 職員体制（令和 6 年 4 月 1 日 現在）

職 種	員数	常 勤	非 常 勤
施設長	1	1	
主任保育士	1	1	
保育士	1 1	8	3
調理員	2	1	1
嘱託医（小児科）	1		1
嘱託医（耳鼻科）	1		1
嘱託医（眼科）	1		1
嘱託医（歯科）	1		1

※施設長は事務職員を兼務。

(6) 保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育標準時間認定	保育時間	午前7時00分～午後6時00分（11時間）
	延長保育時間	午後6時00分～午後7時00分
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
	延長保育時間	午前7時00分～午前8時30分
		午後4時30分～午後6時00分
開所時間	月～金曜日	午前7時00分～午後7時00分
	土曜日	午前7時00分～午後7時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

*延長保育の利用にあたっては、お支払いただく通常の保育料のほかに、利用者負担がございます。

(7) 台風接近等に伴う対応について

○「大雨・暴風警報など」通常の気象警報が発令された場合

- ・保育を実施しますが、子どもの安全確保に万全を期すため、家庭での保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。
- ・状況によっては保育所からお迎えをお願いする場合がありますので、すぐに迎えに来られる体制を取っておいてください。
- ・公共交通機関や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受入れとします。

○「特別警報」が発令された場合

- ・午前7時現在、「特別警報」が発令されている場合は「休園」とします。
- ・また、「特別警報」が解除された場合でも、当日は「休園」とします。

○『土砂災害、洪水、高潮などで「高齢者等避難」（警戒レベル3）や「避難指示」（警戒レベル4）が発令された場合』

- ・午前7時現在、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）が当園の該当地域に発令されている場合は、家庭での保育とします。
- ・保育時間中に「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）が当

園の該当地域に発令された場合は、速やかにお迎えに来てください。

- ・避難所へ避難している場合は、ICT システム「コドモン」のお知らせ配信にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。

○ 電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休園とします。

- ◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれ著しく大きい旨を警告する新しい防災情報です。
- ◆「特別警報」が発表された場合、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

(8) 利用料等

○保育に係る利用者負担金

保育に係る利用者負担金は西宮市が定める利用料となります。

○延長保育に係る利用者負担金

延長保育に係る時間外保育料 (午後 6 時～ 7 時)	月額 4, 0 0 0 円 ※生活保護世帯、市民税非課税世帯（ひとり親世帯等に限る）の場合は免除されます。
スポット延長に係る時間外保育料 (保育標準時間：午後 6 時～ 7 時)	3 0 0 円 / 3 0 分
スポット延長に係る時間外保育料 (保育短時間：午前 7 時～ 8 時半、 午後 4 時半～ 6 時)	5 0 0 円 / 3 0 分

※スポット利用の場合、30 分毎に上記料金が発生します。

○一時預かり保育に係る利用者負担金

項目	金額
一時預かり（給食・おやつ代込み）	【満 1 歳～ 2 歳児】 6 0 0 円 / 1 時間 【3 ～ 5 歳児】 5 0 0 円 / 1 時間

○（特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
主食費	3～5歳児の主食費	1，500円/月
副食費	3～5歳児の副食費	5，500円/月
文具類	3～5歳	1，171円/年
家庭絵本代	保育絵本 年間3冊（0歳児は2冊）	1，380円/年 （0歳児 1，980円/年）
傷害保険料	（独）日本スポーツ振興センター	240円/年
園外保育に係る 交通費	公共交通機関（地下鉄，バス等） その他移動手段に要する経費	実費

（9）支払方法

口座振替

（10）提供する保育の内容

◎通常保育：（6）記載のとおり ◎延長保育：利用者が認定時間外での保育が必要な場合 ◎一時預かり：（8）記載のとおり ◎地域子育て支援事業「まるの間」：園庭開放、子育て相談等

（11）年間行事予定

月	行事内容
4月	花見
5月	端午の節句、保育内容説明会、春の園外保育、さつまいも苗植え、梅干し梅シロップ作り、
6月	夏至、バケツ稲、水遊び
7月	七夕、みそ作り、水遊び
8月	水遊び、地藏盆
9月	重陽の節句、月見、お米収穫

10月	あきフェス、園外保育
11月	いもほり
12月	冬至
1月	人日の節句（七草がゆ）、鏡開き
2月	ふゆフェス、節分、みそ汁作り
3月	桃の節句、5歳児おもいで遠足、卒園式

※ お誕生会、身体測定、避難訓練、ピッカピカデー（掃除体験活動）は毎月実施。

※ 保育参加と個人懇談を随時受け入れ。

※ 地域子育て支援事業「まるの間」は随時開催（対象0～2歳）

（12）利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	西宮市が行う利用調整による
退園理由	・ 2号・3号認定こどもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

（13）給食について

給食の方針	西宮市の指導のもとに、旬の食材を中心に、栄養面、衛生面に気をつけながら、おいしい食事を提供します。園内で稲や野菜を育て収穫したものを調理して食べる機会も作っていきます。また、24節気に基づき、食を通して長い間に培われた伝統や行事も体験していきます。
アレルギー等への対応	西宮市が策定する「保育所における食物アレルギー対応の手引き」に基づき、適切な対応に努めています。離乳食等、調理や食材に配慮が必要な場合は、ご家庭と相談しながら個別に対応しています。
その他の衛生管理等	日々の健康管理、確認を行うとともに、全職員が検便検査を実施します。厨房職員はトイレを専用にし、健康管理の徹底、調理室の清掃及び整理整頓、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

【保育所の給食】

	0 歳児	1 ～ 2 歳児	3 歳児以上
昼食	離乳食	乳児及び幼児食	
牛乳	無	朝もしくはおやつ時	朝もしくはおやつ時
おやつ	主に野菜スティック	主に手作りおやつ（土曜除く）	

※毎月、献立表を ICT システム「コドモン」の保護者アプリで公開します。子どもの昼食の内容を知っていただくとともに、家での食事と重ならないような工夫をお願いします。また、朝食は一日の大切な活動源となるものですのできちんと食べてから登園しましょう。

（１４）健康について

○病気や体調を崩した時について

- ・お子さんの体調が悪いときは、登園時、保育士にご連絡ください。特に下痢などの時は、離乳食・ミルクの量について連絡してください。
- ・感染症、風邪症状等またはその疑いのある場合、発熱(37.5 度以上)や結膜炎・口内炎・とびひ・手足口病のような皮膚病等は、お預かりできない場合があります。集団保育ですので、ご理解ください。
- ・感染症の病気が全治し、医師が通園を認めた場合は、通園許可証明書を提出してください。（事務室にあります。また医院独自の用紙でも結構です。）

○保育所での病気及び事故について

- ・保育時間中に発病、または怪我などをした時は、保護者にただちに連絡しますので、できる限り早く迎えに来てください。急を要する場合は園の嘱託医で手当をうけます。

○薬について

本来、保育園ではお子さんに薬を与えることはできないことになっています。

お子さんの薬は、朝夕家で与えていただくように医者に相談するなど工夫してください。

どうしてもやむを得ない理由がある場合、保護者の依頼によって、保育士が与薬します。

薬を依頼される場合は、お手をかけますが、薬の依頼書（事務室にあります）を記入し、薬と薬の説明書を一緒に保育士に手渡すようにしてください。

それ以外の薬については対応いたしません。

○災害共済給付制度について

子ども達の安全については万全を期しておりますが、集団生活でもあり不慮の事故が起こる場合もありますので、入園時に独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入していただきます。

※共済期間 4月1日～翌年3月31日

※保護者負担額 1人につき 年間240円

※独立行政法人「日本スポーツ振興センターについてのお知らせ」は別途お配りします。

○感染症にかかった時について

- ・感染症にかかった場合、集団発生や流行を防ぎ、子ども達一人一人が園での生活に適応できる状態に回復するまで、医師の診断に従って静養してください。
- ・集団生活可能な状態に回復されましたら、通園許可証明書を持って登園してください。
- ・厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、便や嘔吐物で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を予防するため、そのままビニール袋に入れて持ち帰っていただきます。ご自宅で消毒後に洗濯をしていただくか、処分していただくようお願いいたします。

(15) 地域との交流・子育て支援事業

○地域の様々な人との関わりをもつことを大事にしていきたいと思っています。

- ・地域の保育園、幼稚園、小学校との連携や交流に積極的に参加しています。
- ・地域のお年寄りの方との交流も実施しています。

○地域の在宅家庭の子育て支援をしています。

- ・地域の子育て中のご家族を対象（0～2歳児）に、子育て支援「まるの間」（園庭開放や子育て支援など）を定期的の実施します。

【外部からのボランティアや実習生・トライやる・ウィーク等の受入れ】

- ・定期的に医学や心理、保育・教育の専門家を講師として迎えて、グループ学習の場も設定します。
- ・次世代を担う保育士育成に寄与すべく、関係機関の要請を受けて実習生の受け入れを積極的に行っています。
- ・トライやる・ウィーク等では、『地域の人々との交流により、多世代の人と関わる機会を互いに体験すること』『保育園や小さい子どもたちへの理解を得ること』『共に過ごす中で、成長の違いなどに気づき、お互いを理解し存在感や自己肯定感を深める』等の体験の機会として取り組んでいます。

(1 6) 緊急時等の対応方法

・お子さんに体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又はかかりつけ医に相談する等の措置を講じます。

・保護者と連絡が取れない場合には、お子さんの身体の安全を最優先させ、当園が嘱託医と連携を取り合い、しかるべき対応を行いますので、ご理解をお願いします。

【嘱託医師】

小児科	いのうえ小児科	井上智弘	西宮市大谷町 7 番 5 号 夙川グリーンプレイス B 棟 2 階	(0798) 38-1152
耳鼻咽喉科	梅岡耳鼻咽喉科 クリニック	野田謙二	西宮市樋之池町 22-2	(0798) 70-3341
眼科	とみい眼科 クリニック夙川	富井厚	西宮市大谷町 7 番 1 号 夙川グリーンプレイス A 棟 2 階	(0798) 34-5575
歯科	いしみね歯科 クリニック	石嶺 築	西宮市大谷町 7 番 5 号 夙川グリーンプレイス B 棟 2 階	(0798) 56-7666

(1 7) 安全対策

防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する防災計画・避難訓練計画を立て、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月 1 回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

○避難訓練・・・毎月 1 回以上の避難訓練を実施しています。

想定を「火災」「地震」「不審者侵入」「土砂災害」「風水害」とし、時間帯もいろいろなパターンを設定しています。

・「火災」「地震」「土砂災害」「風水害」では、以下を避難場所としています。

第一避難場所：高塚北公園（ 高塚町 ）

第二避難場所：高塚公園（ 高塚町 ）

・「不審者侵入」については、県警ホットラインを設置しています。

・避難経路については、「避難誘導経路及び消防設備配置図」を参照ください。

○防犯対策について

- ・施設全体に機械警備（ALSOK）をかけ、出入り口にはカメラ付きインターホンを設置。
- ・登降園時には必ず入園証の提示を義務付けます。
- ・不審者であると判定した場合は非常ベルを鳴らし、子ども達を安全なエリアに避難させながら、県警ホットラインで通報します。
- ・防御の道具として、さすまた、金属バット、消火器、催涙スプレー等は常備し、訓練は年間２回以上行います。

（１８）相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	施設長 小倉 美子	０７９８－７４－２２７７
相談・苦情解決責任者	理事長 石坂 和	０８０－４４３１－１７７３
第三者委員	赤穂 光男	電話番号０９０－６７５５－２０４７
		役職・肩書等 社会福祉法人理事
	浅野 謙司	電話番号０９０－８２０１－８３６７
		役職・肩書等 元自治体児童虐待防止担当

【要望・苦情等への対応方法】

申 出

- １， 要望等は所定の用紙を使用し、直接保育園の受付担当者に申し出て下さい。
- ２， 解決責任者である理事長へ直接申し出ることもできます。
- ３， 保育園でお願いしている第三者委員へ直接申し出ることもできます。

解決の記録と通知

受け付けた要望等は、解決責任者より所定の用紙により、受け付けた旨の苦情記録簿、調査を行わない旨の通知書または調査を実施したことの報告書、改善されたものの通知書をもって記録し、申出人へ通知します。なお、その一連の記録文書を提出日程から５年間保管するものとします。

解決の報告

受け付けた要望等は、受付担当者から解決責任者である理事長、関係職員へ回覧し、円滑・円満な解決に努めます。

第三者委員への報告を原則としますが、申出人の方で第三者委員への報告を拒否され

る場合は報告をしませんので、その旨を用紙にご記入下さい。匿名の手紙、電話等による要望等は全て第三者委員へ報告します。なお、第三者委員への報告形式は解決の記録で記録した文書全てのコピーによるものとします。

解決の公表

個人情報に関するものや申込者が拒否した場合を除いて、要望等の解決について、毎年度終了後に事業報告やホームページにおいて公表し保育園の改善に務めます。

(1 9) 虐待防止のための措置

- ・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の改正により、子どものしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）や精神的苦痛（暴言等）を与えるような関わりは「虐待」となり、してはならないとされています。これらの法律に基づき、虐待を受けたと思われるような傷やあざがあった場合等は、保育所は市へ通告する義務があります。
- ・当園は、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

(2 0) 利用者に対しての保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付
保険の内容	傷害保険
保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター

保険の種類	保育園賠償責任保険
保険の内容	対人、対物保険 (対人1名・1事故10億円 対物1事故1,000万円)
保険会社	東京海上日動火災保険

(2 1) 個人情報の取り扱い

- ・ 保育園では保育に必要とする、保護者の方や子どもたちの個人情報を取り扱います。個人情報 が正しく利用され、情報の漏洩のないよう保管および廃棄を徹底いたします。
- ・ 個人情報取り扱い同意書で、同意を取ります。

(2 2) その他保護者に説明すべき事項

◎園と家庭との連絡

- ・ 入園時、新しく始まる園生活の負担を軽くするため、慣れ保育を 2 週間程度設けています。お子さんの様子を見ながら時間を延ばしていきませんが、慣れるまでは午前中にお迎えに来てください。
- ・ 園とご家庭との連絡は、主に ICT システム「コドモン」を使って行います。入園時に保護者アプリの説明書等を配布いたします。
- ・ 登園は、原則 9 時までをお願いします。休まれる時も必ず 9 時までにご連絡ください。
- ・ 登園前や帰宅後のお子さんの様子を見て、変わったことや相談することは、口頭や「コドモン」保護者アプリの連絡帳を通じてお知らせください。
- ・ 朝病院に寄って来られる場合、受診後に園まで電話連絡をお願いします。

◎登降園の際の注意事項

- ・ 送迎は、基本徒歩か自転車をお願いします。駐車場は一方通行です。車を利用される場合は速やかに退出してください。
- ・ 送迎の方は、必ず入園証をご持参ください。
- ・ 感染症予防対策のため、嘔吐、尿、便、血液等のついた衣服は洗わず返却いたします。ご了承ください。
- ・ お仕事が済みましたら、できるだけ早くお迎えに来てください。

◎お子さんの服装・身だしなみについて

- ・ 園では汚れても構わない服、着脱のしやすい服を着用してください。
- ・ フード付き、紐の付いた服、スカートは何かにつかかかる恐れがあり危険です。また、デニムなど固い素材の服、オーバーオールは着用しないようにしてください。
- ・ ズボンの裾が長い場合は、裾あげをしてください。
- ・ 靴はお子さんの足の大きさにあった物、自分で履きやすい物にしてください。

※ひも靴、ハイカットの靴は転倒の可能性が高いので避けてください。サンダルも不可です。
長靴で登園される場合は靴を持ってきてください。

- ・髪をくくる場合は、飾りがついていないゴムにしてください。小さなシリコンゴムやヘアピンもしないでください。誤飲の可能性があり危険です。
- ・爪はこまめに自宅で切ってください。
- ・おもちゃやお金、食べ物などは園内に持ち込まないようにしてください。
特に食べ物は、アレルギー児の子どもが口にすると大変危険です。
- ・キーホルダーやお守りをかばんにつけないでください。子ども同士のトラブルの原因になります。

◎緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合、緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。(必ずご連絡がつく状態にしてください。)

緊 急 連 絡 先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
緊 急 連 絡 先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名： 夙川おうち保育園
説明者職名： 施設長 小倉 美子

私は、本書面に基づいて夙川おうち保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：
児童氏名：
保護者氏名： 印
児童から見た続柄：

一日の過ごし方について			
	0 歳児	1・2 歳児	3 歳以上児
7 : 00	順次登園 健康観察・主体的な遊び	順次登園 健康観察・主体的な遊び	順次登園 健康観察・主体的な遊び
9 : 00	クラス別保育・課題活動 絵本・わらべうた 室内遊び・外遊び 必要な子は午前睡	クラス別保育・課題活動 絵本・わらべうた 室内遊び・外遊び	異年齢またはクラス別の 課題活動 絵本・わらべうた 室内遊び・外遊び
11 : 00	順次給食（個別） くつろぎの時間	順次給食 くつろぎの時間	順次給食
12 : 00	順次午睡	順次午睡	くつろぎの時間 順次午睡・休息
14 : 30	順次起床・排泄	順次起床・排泄	順次起床・排泄
15 : 00	順次おやつ	順次おやつ	順次おやつ
15 : 30	外遊び	外遊び	外遊び
16 : 30	室内遊び・順次降園	室内遊び 排泄・順次降園	排泄・帰り準備 異年齢遊び・順次降園
18 : 00		延長保育開始 おやつ（補食）	延長保育開始 おやつ（補食）
19 : 00		保育終了	保育終了